

用地調査点検等技術業務費における物価修正による算定書の作成歩掛

1 物価修正算定

物価修正算定とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、修正率により当該年度の価格に修正して補償額の算定を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、表1によるものとする。

表1

区分	単位	規模	職種	内業	計	備考
				算定		
物価修正算定 (建物移転料)	棟	—	技師D	0.44	0.44人	
物価修正算定 (工作物移転料)	枚	附帯工作物	技師D	0.33	0.33人	

注1 物価修正算定（建物移転料）は、木造、非木造の区分を行わないものとする。

注2 物価修正算定（工作物移転料）の枚数は、附帯工作物調査算定要領（平成24年3月30日国土用第49号）様式第2の枚数による。

注3 物価修正算定（工作物移転料）は、附帯工作物以外の工作物においても同程度の作業量の場合は、準用できるものとする。

2 その他

建物移転料及び工作物移転料以外の補償額の再算定に要する直接人件費の積算歩掛は、用地調査等業務費積算基準を適用するものとする。